

地方消費税

納める人

- 国の消費税の課税対象となる商品の販売、サービスを行う事業者（個人・法人）……譲渡割
 - 国の消費税の課税対象となる外国貨物を保税地域（空港・港など）から引き取る者……貨物割
- ※地方消費税は、消費税と同様に、商品やサービスの価格に含まれて、流通過程で次々と転嫁されるため、最終的には消費者が負担することになります。

納める額

- 社会保障の安定財源の確保等を図るため、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。

区分	税率（令和元年10月から）	
	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の176/624)
合計	10.0%	8.0%

※軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

申告と納税

- 譲渡割 消費税の申告納付と併せて、国（税務署）に申告納付します。
 - 貨物割 消費税の申告納付と併せて、国（税関）に申告納付します。
- ※国に納付された地方消費税は、納付された月の翌々月の末日までに、県に払い込まれます。

清算と交付

- 清算 県に払い込まれた地方消費税は、各都道府県の消費に関連する指標（小売販売額、人口など）に基づき、各都道府県間で清算（再配分）されます。
※清算により、消費者が負担した地方消費税は、消費地の都道府県の収入となります。
- 交付 各都道府県間で清算された後の地方消費税収入額の2分の1は、一定の基準により各市町に対して交付されます。

地方消費税の引き上げに係る増収分の使途

令和元年10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、消費税に占める地方消費税の割合が従前の1.7%から2.2%に引き上げられました。令和6年度の本県における引き上げ分の地方消費税収は約185億円（市町への地方消費税交付金を除く）となり、増収分は少子化対策のほか介護保険、国民健康保険、高齢者医療などの社会保障施策に活用されています。

《引き上げ分の地方消費税収の活用》

（単位：億円）

主な社会保障関係費（令和6年度当初予算県負担額）		902
地域子ども子育て支援	子ども子育て支援新制度関係	129
障害者福祉	障害者自立支援給付費	106
介護保険	介護保険法定給付対策費	203
国民健康保険	国保・県財政調整交付金	142
高齢者医療	後期高齢者医療給付費県費負担金	249
その他の医療	乳幼児医療費助成費、障害者医療対策費等	75

※表示単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致していない場合があります。

不動産取得税

納める人

県内にある不動産を取得した人が納めます。

不動産の取得とは、家屋を新築・増築・改築すること、又は土地・家屋を売買・贈与・交換などによりその所有権を取得することです。登記の有無、有償か無償か、取得の理由などは問いません。

ただし、相続や法人の合併など、形式的な所有権の取得と認められる場合には非課税となることがあります。

納める額

$$\text{税額} = \text{不動産の価格} \times \text{税率}$$

● 不動産の価格

税額を計算する基準となる「不動産の価格」とは、原則として、不動産を取得した年の市町の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

ただし、家屋を新築、増築又は改築した場合、地目変換などにより登録されている価格によるのが適当でない場合は、固定資産評価基準により県が評価した価格です。

また、宅地評価土地を令和9年3月31日までに取得した場合は、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1が「不動産の価格」となります。

● 税率

4%。ただし、令和9年3月31日までに取得した住宅及び土地は3%。

● 軽減措置など

住宅や住宅用土地の取得の場合、公共工事などによる収用の場合及び災害などの場合には、軽減の制度があります。軽減を受けるときには、申請が必要です。

詳しくは、下の「不動産取得税の軽減措置などについて」をご覧ください。

納める時期と方法

土地や家屋を取得した場合は、取得した日から60日以内に、不動産取得申告書を提出する必要があります。また、軽減を受ける際にも、申請が必要です。不動産取得申告書及び軽減の申請書の用紙は、県内各振興局税務部（課）にあります。県のホームページからダウンロードすることもできます。

その後、県から納税通知書（納付書）をお送りしますので、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアで納めます。（ただし、コンビニエンスストアでの納付は、金額の上限が30万円までとなっています。）

不動産取得税の軽減措置などについて

【住宅や住宅用土地を取得したときの軽減措置】

取得区分	特例控除等の要件	軽減等の内容	必要書類等						
住宅の取得	A 住宅を新築・増築・改築したとき又は新築未使用住宅（建売住宅、マンション等）を購入したとき <table border="1"> <tr> <td>床面積</td> <td>戸建、分譲マンション</td> <td>50㎡以上 240㎡以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸アパート等（1戸建以外）</td> <td>40㎡以上 240㎡以下</td> </tr> </table> （注1）増築の場合は、増築後の床面積で判断します。また、同一敷地にある一構となるべき住宅（車庫、物置など）の新築の場合は、その全体の床面積で判定します。 （注2）一定のサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅を平成23年10月20日から令和7年3月31日までに新築した場合の面積要件は、30㎡以上160㎡以下です。（※令和5年3月31日以前に新築にした場合の面積要件は、30㎡以上180㎡以下です。）	床面積	戸建、分譲マンション	50㎡以上 240㎡以下		貸アパート等（1戸建以外）	40㎡以上 240㎡以下	住宅の価格から1,200万円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき長期優良住宅の認定を受けた住宅を令和8年3月31日までに取得した場合は、1,300万円）を限度として控除されます。	1. 不動産取得申告書 2. マイナンバーカード又は個人番号付住民票+運転免許証等 認定長期優良住宅の場合 は、上記のほか ・取得者が認定を受けて新築した場合 認定通知書（2号様式） ・認定を受けた住宅を分譲事業者から購入した場合 認定通知書（2号様式）及び変更認定通知書（4号様式） ・地位承継の場合 承認通知書（7号様式）
	床面積	戸建、分譲マンション	50㎡以上 240㎡以下						
	貸アパート等（1戸建以外）	40㎡以上 240㎡以下							
B 既存（中古）住宅を取得したとき 1 所有者が自己の居住の用に供すること 2 Aの特例控除等の要件を満たしていること 3 次のいずれかにあてはまる住宅であること (a) 昭和57年1月1日以降に新築されたもの。 (b) 取得の前2年以内に調査及び評価された耐震基準適合証明書等（※）を取得したもの (c) 取得後6か月以内に改修工事を施工かつ耐震基準適合証明書等（※）を取得のうえ入居したもの（平成26年4月1日以後の取得に限る） ※建築士等が建築基準法の新耐震基準に適合することを証明した法令書式による証明書に限る。	新築された時期に応じて、次の額を限度として住宅の価格から控除されます。 昭48.1.1～昭50.12.31 230万円 昭51.1.1～昭56.6.30 350万円 昭56.7.1～昭60.6.30 420万円 昭60.7.1～平1.3.31 450万円 平1.4.1～平9.3.31 1,000万円 平9.4.1～ 1,200万円 ※昭56.12.31以前の建築については、左記(b)(c)のいずれかの要件を満たす場合に対象となります。	1. 不動産取得申告書 2. マイナンバーカード又は個人番号付住民票+運転免許証等 3. 住民票※ 4. 居住の事実を証するもの（住宅用家屋証明書、公共料金の領収証など） 5. 建物の登記簿（全部事項証明書） 6. 建物の売買契約書 7. 耐震基準適合証明書、又は建設住宅性能評価書の写し若しくは瑕疵保険を証する書類（b)(c)の場合） ※建物登記簿の建物所在地と所有者の住所が同じ場合、住民票は不要							



取得区分	特例控除等の要件	軽減等の内容	必要書類等
住宅用土地の取得	C 新築(又は新築未使用)住宅用の土地を取得したとき 次のいずれかにあてはまる土地の取得で、その住宅がAの新築住宅の要件(21ページ下)にあてはまるとき ①土地を取得した日から2年(令和8年3月31日までの取得は3年)以内に住宅を新築した。 ※この場合、土地の取得者が住宅の新築まで継続して当該土地を所有することを要し、土地の取得者と住宅の建築者が同一人であることを要しません。 ②土地を取得した人(甲)が、当該土地を別の人(乙)に所有権移転し、乙が甲の土地取得から2年(令和8年3月31日までの取得は3年)以内に住宅を新築した。 ※この場合、乙の取得は①に該当。 ③住宅を新築した人が、新築の日から1年以内にその住宅用の土地を取得した。 ④新築未使用の土地付き住宅を新築後1年以内に取得した。 ⑤自己の居住の用に供する新築未使用の土地付き住宅を取得した(平成10年4月1日以降に新築された場合に限る)。	税額から次のいずれか大きい方の額が申請によって減額されます。 (ア)45,000円 (イ) $\text{土地1m}^2 \text{当りの価格} \times \text{住宅の床面積(m}^2\text{)} \times 3\%$ (注)床面積×2は200m ² を限度とします。	1 不動産取得申告書 2 不動産取得税の減額申請書 3 マイナンバーカード又は個人番号付住民票+運転免許証等 4 建物登記簿(全部事項証明書) 5 土地の売買契約書(敷地権付住宅→区分所有建物及びその敷地の売買契約書) 6 乙への土地の売買契約書と土地登記簿(全部事項証明書)(Cの②の場合) 7 住民票 8 居住の事実を証するもの(住宅用家屋証明書、公共料金の領収書など) 9 耐震基準適合証明書等(DのB3(b)(c)用の土地の場合) ※7・8については、Cの⑤又はDの場合に減額申請をする方の全員分が必要です。 ただし、登記簿の所有者の住所と建物所在地が同じ場合、住民票は不要です。 ※取得した土地が複数筆の場合や併用住宅の場合は建物図面・字図等が必要です。
	D 既存(中古)住宅用の土地を取得したとき Bの既存(中古)住宅の3(a)(b)(c)の要件(21ページ下)にあてはまる住宅の取得と同時に、又は前後1年以内にその既存(中古)住宅用の土地を取得したとき((c)は平成30年4月1日以降の取得に限る)		

【収用された不動産に代わる不動産を取得した場合の軽減措置】

取得区分	控除又は減額される額	必要書類等
公共事業のため不動産を収用され、それに代わるものと認められる不動産を移転補償契約等の締結の日から2年以内に取得したとき	取得した土地・家屋の価格から、収用された土地・家屋の価格が控除されます。	1. 不動産取得申告書 2. 不動産取得税の減額申請書(左記下段の場合) 3. マイナンバーカード又は個人番号付住民票+運転免許証等 4. 収用証明書及び買取等の証明書 5. 契約書(収用分及び代替不動産分) 6. 収用された不動産の収用された年の固定資産評価額が分かるもの
不動産を取得した人が、その取得の日から1年以内に公共事業のため他の不動産を収用され、取得した不動産が収用された不動産に代わるものと認められるとき	取得した土地・家屋の税額から、収用された土地・家屋の価格に応じた税額が減額されます。	

【災害により滅失又は損かいた不動産に代わる不動産を取得した場合の軽減措置】

取得区分	減免される額	必要書類等
災害により滅失又は損かいた不動産に代わるものと認められる不動産を被災後3年以内に取得したとき	取得した土地・家屋の税額から、被災した土地・家屋の価格に応じた税額が減免されます。	1. 不動産取得申告書 2. 不動産取得税の減免申請書 3. マイナンバーカード又は個人番号付住民票+運転免許証等 4. 被災証明書 5. 被災した不動産の被災する直前の固定資産評価額が分かるもの
取得した不動産が、その取得の直後に災害により滅失又は損かいたとき		



なるほど! なっちゃん

■ 新築家屋の取得の場合、税額計算の基準になる「不動産の価格」が不動産取得税(県税)と固定資産税(市町村税)で違うのはどうして?

新築家屋の取得の場合、固定資産課税台帳がありませんので、市町・県がそのつど固定資産評価基準によって「不動産の価格」を決定します。

このとき固定資産税は、家屋が新築された翌年の1月1日現在の価格に基づいて課税されるので、新築時から翌年の1月1日までの間の損耗の状況を考慮した補正がされます。

この補正を「経年減点補正」といい、家屋の構造、用途別に定められています。

これに対し、不動産取得税は、家屋が新築された時点の価格に基づいて課税されますので経年減点補正は適用されません。

また、固定資産評価基準は3年に1度見直しが行われます。見直しの前の年に新築家屋を取得すると、不動産取得税は見直し前の基準にしたがって決定された価格で課税されますが、固定資産税は新築の翌年の1月1日現在の価格に基づいて課税されるため、見直し後の基準にしたがって決定された価格で課税されることになります。



県たばこ税

納める人

卸売販売業者など（日本たばこ産業株式会社、たばこ輸入業者及び卸売販売業者）が県内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合などに納めます。

県たばこ税は、国や市町のたばこ税とともにたばこの代金の中に含まれていますので、最終的には、たばこを消費する人が負担することになります。

納める額

$$\text{税額} = \text{売り渡したたばこの本数} \times \text{税率}$$

- 税率
1,000本あたり1,070円です。

納める時期と方法

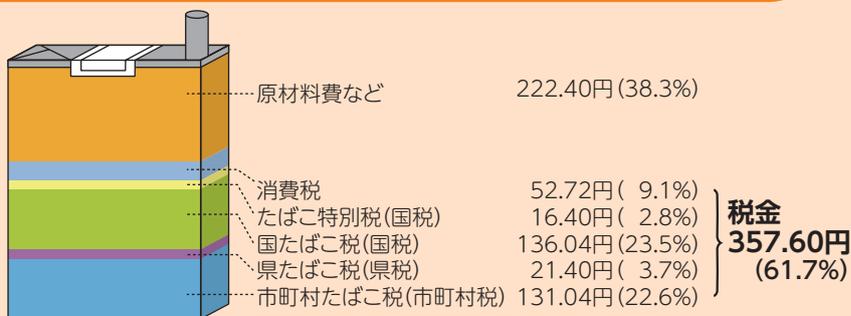
卸売販売業者などが、毎月末日までに前月分をとりまとめ、長崎振興局税務部に申告して納めます。



なるほど! なっちゃん

たばこの代金のうち、税金はどれくらいあるの?

1箱20本入り580円のたばこの代金の内訳は、このようになっています。



ゴルフ場利用税

納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。

ただし、次の人が利用する場合又は利用行為は非課税になります。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 身体障害者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民スポーツ大会に参加する選手が国民スポーツ大会の競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く)の学生、生徒若しくは児童又はこれらの人を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合

※ただし、非課税のためには、申請書を提出するとともに、利用者が1から5に当てはまることを証明する必要があります。

納める額

ゴルフ場の利用料金・ホール数などを基準とした「等級」ごとに決められています。

等級	税額
1級	ひとり1日につき 1,200円
2級	// 1,150円
3級	// 1,000円
4級	// 900円
5級	// 800円
6級	// 650円
7級	// 500円
8級	// 400円
9級	// 350円

納める時期と方法

ゴルフ場の経営者が、利用料金とあわせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめ、各振興局税務部(課)に申告して納めます。



なるほど! なっちゃん

市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%相当額は、そのゴルフ場がある市町へ交付されます。令和5年度の交付額は約2億2千万円です。

